

学生の課外活動に関する規程運用細則

運営委員会

平成23年3月2日制定

- 第1条** 本細則は、課外活動団体の設立承認基準及び学内外で合宿、練習、試合、公演等を行う場合に必要な手続き等に関して、必要な事項を定める。
- 第2条** 本細則において、課外活動団体とは「学生の課外活動に関する規程」にもとづいて組織される団体をいい、これを強化指定クラブ、クラブ、サークルに区分する。
- 第3条** 強化指定クラブ、クラブは次の条件を満たしているものとする。
- (1) 構成部員が二学年以上にまたがって在籍し、かつ5人以上の部員を擁すること。
 - (2) 体育系クラブは、原則として連盟・協会等に加入して公式試合に出場すること。
 - (3) 文化系クラブは、学内（大学祭等）及び学外で展示、発表を行うこと。
 - (4) 定期的に活動（練習など）をすること。
 - (5) 学内行事に積極的に参加すること。
 - (6) 第10条の項目に該当しないこと。
- 第4条** 課外活動団体設立の申請期間は、学生会と学生課と協議の上、決定する。
- 第5条** 施設（部室、体育館、日進グラウンド、C101、多目的室等）使用の優先順位は、強化指定クラブ、クラブ、サークルの順とする。各区分ごとの優先順位は構成人員及び活動状況等を勘案して学生会執行委員会、学生委員会が協議し、これを決定する。
- 第6条** 実際の活動にあたっては、次の書類を予め学生課に提出し、学生委員長の承認を受けるものとする。
- (1) 学内外で練習、試合、公演等を行う場合には、課外活動許可願に参加者名簿、活動に関する資料（大会要項等）を添付し、提出すること。
 - (2) 学内外で合宿をする場合には、合宿許可願に参加者名簿を添付の上、提出すること。
 - (3) 夏期、冬期、春期等の長期休暇期間中の活動にあたっては、長期休暇中の課外活動許可願及びスケジュール等の一覧表を作成し、提出すること。
- 第7条** 合宿及び試合等で移動が生じる場合は、可能な限り、公共交通機関等を利用すること。
- 第8条** 課外活動中に次の事項が生じた場合は、直ちに学生課に報告すること。
- (1) 器材、器具、施設等に破損が生じた場合。
 - (2) 死亡、傷病等の重大な事故が発生した場合。
- 第9条** 強化指定クラブ、クラブに対しては、その活動に要する費用の一部を補助する。ただし、第3条各号のいずれかに反する状況が生じた場合、強化指定クラブ、クラブは補助を受けた金額の全額もしくは一部を返還する。
- 第10条** 次のいずれかに該当する場合には、その団体の設立を認めないこととする。

- (1) 教育的観点から不相当と思われる団体。
- (2) 著しく危険をともなうと判断された場合。
- (3) 物理的な条件（施設、予算等）により活動が不可能であると判断された場合。
- (4) その他、学長が不相当と判断した場合。

第11条 その他、この細則によりがたい事由が生じたときは学生委員長及び事務長において協議し、学長がこれを決定する。

附則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更されたことに伴い、制定機関を運営委員会に変更し適用する。